

『まん延防止等重点措置』延長に伴う 感染防止対策の実施について

期間:令和4年1月21日から2月13日まで



期間延長:令和4年2月14日から3月6日まで

- 部屋の定員^(※1)や開館時間について変更はありません。
- 急激に感染が拡大しており、**基本的な感染対策を徹底**してください。

(※1) 大声を出すことが想定される活動でご利用される場合（歌唱、詩吟など）は
規定の定員の半数まででのご利用をお願いします。

*期間の終期は、本市における感染状況を踏まえ、変更する場合がございます。

*上記期間の新型コロナウイルス感染症を理由とした使用の取り消しについて、
事前に申し出をした場合には全額還付と致します。